リース債務の返済による支出	△	2,321,330
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△	458,835
その他の財務支出	△	810,637
小計	△	649,221
利息の支払額	△	986,011
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	1,635,232
Ⅳ　資金に係る換算差額		15,955
Ⅴ　資金増加額		10,159,397
Ⅵ　資金期首残高		40,902,604
Ⅶ　資金期末残高		51,062,001

損失の処理に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		5,572,214,052
当期総損失	5,572,214,052	
Ⅱ　損失処理額		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5,572,214,052	5,572,214,052
Ⅲ　次期繰越欠損金		0

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しております。

文部科学省が指定する特殊要因運営費交付金対象事業費に充当される運営費交付金	文部科学省が指定する費用進行基準
文部科学省が指定する基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）対象事業費（ミッション実現戦略分、法人運営活性化支援分及び医学教育支援分を除く）に充当される運営費交付金	文部科学省が指定する業務達成基準
国立大学法人東京科学大学業務達成基準取扱要領に定める適用業務に充当される運営費交付金	業務達成基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりとなっております。

建　物　　３～50年
構築物　　３～60年
工具器具備品　　２～20年

なお、受託研究収入等によって取得した償却資産のうち、当該研究等の終了後に他の目的に使用することが困難なものについては、上記によらず当該研究期間等を耐用年数とすることとしております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用ソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払に備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

運営費交付金により財源措置がなされない職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、それぞれ発生した事業年度に全額費用処理しております。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

徴収不能引当金及び貸倒引当金は、債権の徴収不能又は貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別の債権の回収可能性を検討して、それぞれ回収不能見込額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を採用しております。

⑶　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

⑷　金銭の信託

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

７．収益及び費用の計上基準

大学病院の診療に係る収益

大学病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法を採用しております。

評価方法　移動平均法を採用しております。

ただし、医薬品及び診療材料については、当面の間、評価方法は最終仕入原価法を採用しております。